

短期入所生活援助事業（ショートステイ）のご案内

保護者の疾病や出産、出張等、様々な理由によって一時的に家庭での養育が困難となったお子さんを、児童福祉施設で短期間お預かりします。（宿泊を伴います）

1. 対象となる児童（以下の①から③の全てに該当すること）

- ①鷹栖町に居住している、1歳～18歳未満の児童であること。
- ②施設での集団生活が可能であること
- ③保護者が次のいずれかの理由により、一時的に児童の養育が困難な状態であること。
 - ・疾病 ・育児疲れ ・出産 ・看護 ・事故 ・災害
 - ・冠婚葬祭 ・出張 ・学校行事への参加 等

2. 利用日数

○原則として、1箇月あたり7日以内です。

3. 申請必要書類等（事前登録）

- ①鷹栖町子育て短期支援事業利用登録申請書
- ②印鑑
- ③市町村民税課税証明書
- ④ひとり親世帯の状況を証明する書類

※③及び④の書類添付は、省略できることもありますので、詳しくはお問合せください。



4. 利用方法

○使用しようとする場合は、直接、施設にお申込みください。なお、事前登録をされていない場合は、速やかに鷹栖町に書類を提出してください。

※1 受付時間は、9時～17時です。

2 施設の空き状況等により、ご希望の日程に添えない場合がありますので、ご了承ください。

施設名	旭川隣保会トキワの森	旭川育児院
施設の種類	母子生活支援施設	児童養護施設
住所	旭川市本町2丁目437番地80	旭川市台場2条2丁目3番45号
電話番号	0166-55-7061	0166-61-4054
F A X 番号	0166-55-5880	0166-61-4076

利用料金（日額）

	世帯区分	年齢区分	1人1日あたり 単価
A	・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯で、ひとり親家庭	満2歳未満児 満2歳以上児	0円 0円
B	・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税課税世帯で、ひとり親家庭及び養育者世帯（父母に代わり児童を養育）	満2歳未満児 満2歳以上児	1,100円 1,000円
C	・上記以外の世帯	満2歳未満児 満2歳以上児	5,350円 2,750円

利用上のご留意

- 1 利用日は原則、変更できません。やむを得ず変更する場合は、お預かりする施設へ直接ご連絡ください。
- 2 施設の空き状況等により、ご希望の日程に添えない場合があります。
- 3 利用に際し、登録した世帯の情報（住所・氏名等）をお預かりする施設へ提供することとなります。あらかじめご了承ください。
- 4 住所・電話番号・勤務先や世帯の状況が変わった（ひとり親でなくなった）とき等、登録内容に変更がある場合には届出が必要ですので、必ずご連絡ください。
- 5 施設へのお子さんの送迎は、保護者が行ってください。
- 6 利用料はお預かりする施設に直接お支払いください。
- 7 利用の際に必要な物（宿泊する際に必要な物等）については、施設へお問い合わせください。
- 8 毎年8月に利用料金の世帯区分の見直し（年度更新）を行います。8月以降も引き続き利用を希望する場合には、世帯の状況を証明する書類等、負担額を決定するための書類の提出が必要となります。

（※ 更新時のご案内は差し上げませんので、継続して利用を希望する方は、ご自身で忘れずに更新の手続きを行ってください。）

お問い合わせは



鷹栖町南1条3丁目2番1号（サンホールはびねす内）
鷹栖町健康福祉課子育て支援係
電話：0166-87-2112（内線502・503）